

平成 29 年 4 月 7 日

昇降機検査会社（検査員）様

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

既存不適格該当項目の大幅拡充に関するお知らせと対応依頼 (平成 29 年 4 月 1 日以降の検査分が対象)

日頃より、昇降機等の定期検査報告業務へのご協力並びにご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日の検査分から、既存不適格項目については以下の 2 点について変更になりましたので、定期報告書を作成する際は十分ご留意いただきますようお願いします。

つきましては、社内及び昇降機検査員への周知の徹底と検査及び検査報告書の対応を宜しくお願いします。

■既存不適格該当項目の拡充

既存不適格に該当する項目が大幅に拡充されました。（別紙 参照）

本件は、平成 29 年 3 月 23 日に一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターより発行された「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2016 年版」（以下、「基準書」といいます。）の既存不適格該当項目を表わす一覧（「第 2 章 昇降機・遊戯施設定期検査報告書の様式及び記入要領」の「2.4 既存不適格について」の「既存不適格の判断基準」）において、既存不適格該当項目が大幅に拡充されました。

■耐震関係で「既存不適格」と判断された場合の「特記事項」欄の記入方法

基準書において、定期検査で判断するのが困難な耐震関係（平成 25 年国土交通省告示第 1047 号、第 1048 号〔平成 26 年 4 月 1 日施行〕関係）の検査事項については、設置時期が施行日より以前のものは次のようになります。

- ・「既存不適格」と判断となります。
- ・「特記事項」欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記入してください。

（基準書 P 197 参照）

ただし、別表の内容に添い「平 25 国告第 1047 号に適合しない。」等と記入しても結構です。

具体的な判断基準や適用される法令の基準日については、基準書をご確認ください。

また、これまでのご案内の通り、平成 29 年 4 月 1 日からは以下の告示により昇降機の検査項目、判定基準及び検査結果表も変更になりました。それぞれ基準書を確認のうえ、ご対応願います。

■平成 28 年国土交通省告示 1179 号

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）の一部を改正する件

※新様式の検査結果表については、本会ホームページ (<http://skjak.jp>) をご覧ください。

以上